

平 3 0 教 職 第 7 8 8 号
平成 3 1 年 (2019年) 3 月 1 8 日

各市町立小・中学校長
各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山口県教育庁教職員課長

関門トンネルの利用に係る通勤手当の取扱いについて

このことについて、平成 3 1 年 4 月 1 日以降は下記のとおり取り扱うこと
としましたので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 関門トンネルの利用回数に係る取扱い

有料道路利用者の通勤確認調書による確認の結果、関門トンネルの利用
回数が月の要勤務日に利用すべき回数の 2 分の 1 に達しなかった場合、翌
月に前月分の運賃等相当額を戻入すること。

2 高速道路の利用回数に係る取扱いとの違い

- 関門トンネルの利用回数が月の要勤務日に利用すべき回数の 2 分の
1 に達しなかった場合、通勤経路及び方法の認定替えは不要である。
- 利用回数については、往復での利用回数の合計とする。

【利用回数の確認にあたっての留意事項】

- 1 要勤務日に利用すべき回数とは、週休日、休日を除く往復の通勤回数
とすること。
- 2 通勤以外による関門トンネルの利用は、利用回数に含めないこと。
- 3 週休日の振替又は休日代休の場合は、勤務を命じられた週休日又は休
日を要勤務日とすること。

調整班学校給与グループ
TEL 083(933)4545
FAX 083(933)4559

【例①：平成31年4月実績において戻入となる場合】

日	曜	利用実績		
		往路	復路	事由
1	月	×	×	病休
2	火	×	×	病休
3	水	×	×	病休
4	木	×	×	病休
5	金	×	×	病休
6	土			
7	日			
8	月	○	○	
9	火	○	○	
10	水	○	×	出張(勤務公署発自宅着)
11	木	○	○	
12	金	×	×	年休
13	土			
14	日			
15	月	×	×	職専免
16	火	○	○	
17	水	×	×	出張(自宅発自宅着)
18	木	○	○	
19	金	○	○	
20	土			
21	日	○	○	要勤務日
22	月	-	-	週休日(21日)
23	火	○	○	
24	水	○	○	
25	木	×	×	出張(自宅発自宅着)
26	金	×	×	年休
27	土			
28	日			
29	月			祝日
30	火			国民の休日
計		10	9	

《結果》

○要勤務日に利用すべき回数：20日×2（往復）＝40回

○関門トンネルの利用回数：往路10回＋復路9回＝19回

⇒要勤務日に利用すべき回数の2分の1に達していないため、運賃等相当額を戻入する。

1 戻入金額

① 関門トンネル料金表（平成31年3月現在）

券種	軽車両等	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
通行料金	20円	100円	150円	210円	260円	410円
11回券	200円	1,000円	1,500円	2,100円	2,600円	4,100円

② 関門トンネル利用者に支給される1か月の運賃等相当額（戻入金額）

【軽自動車】

1,000円（回数券の価格）÷11（回数券の枚数）＝90.9091（片道運賃）

90.91×2（往復）×21（日数）＝3,818円（1か月の運賃等相当額） ←戻入金額

【普通車】

1,500円（回数券の価格）÷11（回数券の枚数）＝136.3636（片道運賃）

136.36×2（往復）×21（日数）＝5,727円（1か月の運賃等相当額） ←戻入金額

2 戻入処理

各市町立小中学校

義務教育課管理班経理グループが人事給与福利厚生システムにより対応する。各市町立小中学校の給与事務担当者は、翌月に関門トンネルの利用回数が月の要勤務日に利用すべき回数の2分の1に達しなかった職員の有料道路利用者の通勤確認調書の写しを、義務教育課管理班経理グループあてにファックスで送付すること。

ただし、毎年3月実績については異動前の所属において戻入調書等を作成し、義務教育課管理班経理グループへ送付する。

各県立学校

各県立学校の給与事務担当者が人事給与福利厚生システムにより対応する。翌月に実績月の「運賃等相当額」を「0」として遡及入力を行い、戻入処理する。

ただし、毎年3月実績については異動前の所属において戻入調書等を作成し、教職員課調整班学校給与グループへ送付する。

例①における人事給与福利厚生システムの入力例

5月入力時（ゴシック体を変更入力）

始期終期 ～

遡及 〈1：遡及する 2：遡及しない〉

運賃等 コート 距離(m) 運賃等

変更しない

※実績月の始期終期を入力すること。

※入力後、翌日以降に支給情報により確認すること。

【例②：平成31年4月実績において戻入とならない場合】

日	曜	利用実績		
		往路	復路	事由
1	月	×	×	年休
2	火	○	○	
3	水	○	×	出張(勤務公署発自宅着)
4	木	×	×	出張(自宅発自宅着)
5	金	○	○	
6	土			
7	日			
8	月	×	×	病休
9	火	×	×	病休
10	水	×	×	病休
11	木	○	○	
12	金	○	×	出張(勤務公署発自宅着)
13	土			
14	日			
15	月	×	×	職専免
16	火	○	○	
17	水	×	×	出張(自宅発自宅着)
18	木	○	○	
19	金	○	○	
20	土			
21	日	○	○	要勤務日
22	月	-	-	週休日(21日)
23	火	○	×	出張(勤務公署発自宅着)
24	水	○	○	
25	木	○	○	
26	金	×	×	年休
27	土			
28	日			
29	月			昭和の日
30	火			国民の休日
計		12	9	

《結果》

○要勤務日に利用すべき回数：20日×2（往復）＝40回

○関門トンネルの利用回数：往路12回＋復路9回＝21回

⇒要勤務日に利用すべき回数の2分の1に達しているため、戻入は不要である。